

香南市に転入するときに必要なお手続きについて

香南市に転入するとき一般的に必要なお手続きの一覧です。該当するお手続きをお願いします。なお、別世帯の方などがお手続きする場合は、委任状の提出が必要な場合がありますので、事前に担当課までお問合せください。



※本人確認書類 1点の場合・・・官公署の発行した顔写真入りのもの（運転免許証等） 2点の場合・・・健康保険証、診察券、社員証、学生証等
 ※同一住所でも住民票上の世帯を分けている場合は「別世帯」となります。
 ※個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては使用できませんのでご注意ください。

| 項目 | 担当課 (0887) | 支所で可能な 手続き | お手続きの内容 | 持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要です) | 委任状 |
|------------------------------------|---|---|--|---|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 転入届 |  市民保険課 (1階) 57-8506 | ○ | 引っ越し後14日以内に届出が必要です。 | 転出証明書（マイナンバーカードによる特例転出をされている場合は不要） | 本人・世帯主以外の場合は必要 |
| <input type="checkbox"/> 印鑑登録 | | ○ | 印鑑登録（実印）は住所地で行います。 印鑑登録を希望する場合は、お手続きが必要です。 | 印鑑登録を希望する印鑑 ★本人以外の方が申請する場合は事前にお問合せください。顔写真付きの本人確認書類がない場合は登録が後日になります。 | 原則本人 |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカード | | ○ | 継続利用のお手続きが必要です。 新規にマイナンバーカードの申請を希望する場合は、新しい住所が記載された申請書を発行できますのでご相談ください。本庁の市民保険課窓口でも無料でお写真を撮影し、申請できます。また、令和6年7月頃より支所でも申請可能になる予定です。 ※通知カードへの新しい住所の印字はできません | ①マイナンバーカード ②暗証番号 ★同一世帯の方であれば4桁の数字の暗証番号を入力することで代理でお手続き可能ですが、署名用電子証明書の発行は原則カードの所持者ご本人によるお手続きとなりますのでご注意ください。 | 別世帯の場合は必要 |
| <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 | | ○ | 後期高齢者医療制度に加入する場合は、お手続きが必要です。 ★後期高齢者医療被保険者証は後日郵送でお送りします。 | ①申請者と被保険者のマイナンバーが確認できるもの ②負担区分等証明書（県外からの転入のみ） ③障害認定証明書等（県外からの転入のみ） ④特定疾病療養受療証（該当する場合のみ） | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険 | | ○ | 国保に加入する場合は、お手続きが必要です。 | ①申請者と被保険者のマイナンバーが確認できるもの ②特定疾病療養受療証（該当する場合のみ） | 別世帯の方がお手続きする場合は郵送で国民健康保険被保険者証を送付 |
| <input type="checkbox"/> 国民年金 | | | マイナンバーと基礎年金番号が結びついている場合は、原則として、住所変更のお手続きは不要です。 | 日本年金機構が住所変更を把握するまでに一定期間かかりますので、郵便物の転送手続きを最寄りの郵便局でお願いします（前住所で発行された納付書も引き続き使用可能です） | |
| <input type="checkbox"/> 児童手当 | ○ | 児童手当を受給している場合は、お手続きが必要です。 ★原則として申請月の翌月から支給されますが、月末に近い転入の場合は転入日の翌日から15日以内に申請すると転入日の翌月から支給されます。また、転出予定日が属する月までの児童手当は前住所地が支給します。 ★受給者が公務員の場合は、勤務先にお問合せください。 ★離婚成立後や離婚協議中による転入の場合は、担当課までご相談ください。 | ①受給者の口座が分かるもの ②受給者の健康保険証（加入保険が共済組合などの場合に限る） ③受給者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの ④児童のマイナンバーが確認できるもの（受給者と児童と別居する場合のみ） | 別世帯の場合は必要 | |

| 項目 | 担当課 (0887) | 支所で可能な 手続き | お手続きの内容 | 持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要です) | 委任状 |
|--|--------------------------|---------------|---|--|----------------------|
| <input type="checkbox"/> 乳幼児医療 費助成 | 市民保険課 (1階) 57-8506 | ○ | 高校3年生までのお子さんが病院を受診する際に、保険診療分の医療費を助成するためのお手続きです。 ★お手続きが済む前に、香南市への転入日以降に病院を受診した場合は、申請により医療費の払い戻しを受けることができます。 | ①世帯全員のマイナンバーが確認できるもの ②お子さんの健康保険証 ③お子さんを健康保険の扶養に入れている方のマイナンバーが確認できるもの（市外にお住まいの場合のみ） | 別世帯の場合 は必要 |
| <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療 費助成 | | ○ | 体重が2,000g以下または体重が2,000gより多くても特に生活力が弱い赤ちゃんが指定養育医療機関で入院治療しているお子さんがいる場合は、お手続きが必要です。 ★「乳幼児医療費助成」のお手続きも別途必要です。 | ①赤ちゃんの健康保険証 ②世帯全員のマイナンバーが確認できるもの ③前住所地に提出した医師の意見書および世帯調書のコピー ④前住所地から交付された養育医療券のコピー | 別世帯の場合 は必要 |
| <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 医療費助成 | | ○ | ひとり親家庭の父または母等と、18歳までの児童が病院を受診する際に、保険診療分の医療費を助成するためのお手続きです。 ★所得やその他の要件に制限があります。 ★申請日の翌月からの認定となります。 | ①戸籍謄本（香南市に本籍がない場合のみ）または前住所地で発行されたひとり親家庭医療費受給者証のコピー ②父または母等と児童の健康保険証 ③世帯全員のマイナンバーが確認できるもの ※その他世帯状況により必要書類があります。 | 別世帯の場合 は必要 |
| <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 | 上下水道課 (5階) 57-8512 | × | ひとり親家庭の父または母等に支給される手当です。 ★所得やその他の要件に制限があります。 ★新規で申請する場合、申請日の翌月からの認定となります。 | 【前住所地で受給していた場合】 家族全員のマイナンバーが確認できるもの 【新規で申請する場合】 ①申請者の口座が分かるもの ②申請者及び対象児童の戸籍謄本（香南市に本籍がない場合のみ） ③申請者の基礎年金番号がわかるもの ④家族全員のマイナンバーが確認できるもの ※その他世帯状況により必要書類があります。 | 申請者以外 のお手続き 不可 |
| <input type="checkbox"/> 上下水道 | | ○ | 事前に担当課までご相談ください。 | 申請者の認印  | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 原付バイク <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 | 税務収納課 (1階) 57-8504 | ○ | 標識（ナンバープレート）の廃車・登録が必要です。 | ①前住所地で交付された標識（ナンバープレート） ②車台番号、車名、排気量がわかるもの | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 軽四自動車 <input type="checkbox"/> 二輪車 | | | 軽四自動車は軽自動車検査協会高知事務所（050-3816-3125）、二輪車は高知運輸支局（050-5540-2077）で住所変更のお手続きが必要です。 | 軽自動車検査協会または高知事務所高知運輸支局に事前にお問合せください。 | |

| 項目 | 担当課 (0887) | 支所で可能な 手続き | お手続きの内容 | 持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要です) | 委任状 |
|---|---------------------------|---------------|---|---|-----------|
| <input type="checkbox"/> 介護保険 | 高齢者介護課 (1階) 57-8510 | ○ | 64歳以下で要介護認定を受けていた場合または65歳以上の場合は、お手続きが必要です。 | ①受給資格証明書（介護認定を受けていた場合のみ） ②本人のマイナンバーが確認できるもの（介護認定を受けていた場合のみ） | 別世帯の場合は必要 |
| <input type="checkbox"/> 市営住宅 | 住宅政策課 (4階) 57-7536 | ○ | 市営住宅へ入居する方との同居を希望する場合は、同居申請のお手続きが必要です。事前に担当課までお問合せください。 | 事前に担当課までお問合せください。 | 別世帯の場合は必要 |
| <input type="checkbox"/> 犬の登録 | 環境対策課 (2階) 57-8508 | ○ | 転入後も引き続いて犬を飼う場合は、お手続きが必要です。 | 前住所地で交付された犬の鑑札（紛失している場合は1件につき1,600円の再交付手数料が必要です） | 別世帯の場合は必要 |
| <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 | 福祉事務所 (2階) 57-8509 | × | 特別児童扶養手当を受給している場合は、お手続きが必要です。 | ①世帯全員のマイナンバーが確認できるもの（県外からの転入の場合のみ） ②特別児童扶養手当証書 | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 福祉手当 | | × | 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受給している場合は、お手続きが必要です。 | ①代理人が届け出る場合は申請者の認印 ②世帯全員のマイナンバーが確認できるもの | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 重度心身障害者等医療費助成 | | × | 重度心身障害者等で、医療費の助成を受けている場合は、お手続きが必要です。 | ①代理人が届け出る場合は受給者の認印 ②受給者の健康保険証 ③身体障害者手帳・療育手帳 ④受給者と配偶者、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 自立支援医療 | | × | 転入後も引き続いて自立支援医療費（精神通院医療、更生医療、育成医療）の支給認定を受ける場合は、お手続きが必要です。 | ①代理人が届け出る場合は本人の認印 ②医師の意見書 ③本人及び同じ健康保険に加入している家族の健康保険証 ④本人及び保護者等のマイナンバーが確認できるもの | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳 | | × | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの場合は、お手続きが必要です。 | ①代理人が届け出る場合は申請者の認印 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳 ③写真（療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方が県外から転入する場合のみ） ④手帳をお持ちの方のマイナンバーが確認できるもの（療育手帳の場合は不要） | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス | | × | 前住所地で福祉サービスを利用していた方で、引続き利用される場合は、お手続きが必要です。 | ①代理人が届け出る場合は受給者の認印 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳 ③受給者と配偶者、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの あれば「障害支援区分認定証明書」（前住所地発行） | 不要 |

| 項目 | 担当課 (0887) | 支所で可能な 手続き | お手続きの内容 | 持参するもの (全てのお手続きで来庁される方の本人確認書類が必要です) | 委任状 |
|---|--------------------------|---------------|--|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査等 | | × | 前住所地で交付された母子健康手帳の交換は不要ですが、妊婦健康診査等受診票の交換をします。 | ①母子健康手帳 ②妊婦健康診査受診票（前住所地で交付されたもの） | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 子どもの健診 | 健康対策課 (2階) 50-3011 | × | 【予防接種】 転入時に予防接種の接種状況を確認し、後日予診票を送付または、訪問でお渡しします。 【健診・相談】 4か月健診、10か月相談、1歳8か月健診、2歳歯科健診、3歳5か月健診を実施しています。対象の方には、後日個別通知いたします。 | 母子健康手帳  | 不要 |
| <input type="checkbox"/> がん検診 | | ○ | 転入時に受診状況を確認し、希望する方ががん検診のご案内を送付します。 | | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 子どもの遊び場 確保事業 | こども課 (6階) 50-3021 | ○ | 小学生までの子どもがいる世帯の保護者（世帯に対し1枚：1人分）に対し、のいち動物公園の入園パスポートをプレゼントします。転入の手続きをした日から3週間程度で対象者に引換券を送付します。お急ぎの場合は、担当課までご相談ください。 | 引換券に必要事項を記入し、直接のいち動物公園の入口で、入園パスポートをお受け取りください。 | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 森からの贈り物 事業 | 農林水産課 (5階) 50-3015 | | 市内の赤ちゃんを対象に香南市の木を使ったおもちゃをプレゼントします。生まれてから1年以内のお子さんが対象です。 | 対象となる赤ちゃんの保護者の方にお申込みに必要な書類を送付しますので、ご希望のおもちゃをお選びください。 | |
| <input type="checkbox"/> 子ども・子育て 支援新制度 | こども課 (6階) 50-3021 | × | 子ども・子育て支援新制度に移行している施設に入園するには、事前に市から支給認定を受けるお手続きが必要です。 | ①世帯全員のマイナンバーが確認できるもの、②保育を必要とする理由が確認できるもの（2号・3号認定の場合のみ。詳細は担当課にお問合せください） | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 放課後児童 クラブ | | × | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童で放課後児童クラブを利用される場合は、手続きが必要です。ただし、受入定員を超えている場合は入会できないことがあります。 | 入会申込書・就労証明書（こども課に入会案内があります） | 不要 |
| <input type="checkbox"/> 小学校・中学校 | 学校教育課 (6階) 50-3019 | × | 市立小学校・中学校にお子さんが通われる場合は、事前に学校でお手続きが必要です。 ★担当課にも事前にご連絡が必要です。 ★就学援助を希望する場合は、担当課にお問合せください。 | 前の学校で交付された在学証明書及び教科書給与証明書 ★転入先の学校へご持参ください。 | 不要 |